

令和 7 年度島根県（中国山地）指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）
（令和 7 年 6 月 1 9 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）

1 背景及び目的

島根県中国山地におけるニホンジカは、明治末期に狩猟等により姿を消した。しかし近年、目撃情報や捕獲実績が増加してきている。県では、第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画を令和 4 年 3 月に策定した。この中で、中国山地地域においては、ニホンジカの生息頭数や生息分布状況を把握するとともに、許可による捕獲のほか、狩猟による捕獲圧を強め、ニホンジカの頭数増加や分布域の拡大の防止を図っていくこととしている。

また、中国山地においては、ニホンジカの生息を前提とした農林業が行われていない。そのため、今後のニホンジカの分布拡大により、甚大な農林業被害が発生することが懸念されることから、防除的な取組として、すでに林業地等で定着している地域を対象に、ニホンジカの密度管理手法を明らかにする取組の必要性、緊急性が高い。そこで、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、県が主体となり、ニホンジカの密度管理を実現するための試験的な捕獲に取り組む。

（注）第二種特定鳥獣管理計画の目標を踏まえ、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況（生息数、生息密度、分布、個体数推定、将来予測等）及び被害状況（農林水産業、生態系、生活環境等）を勘案して、指定管理鳥獣捕獲等事業によって個体群管理のための捕獲等を強化する必要性があることを簡潔に記載する。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
中国山地地域	令和 7 年 6 月～令和 8 年 3 月中旬 （うち捕獲作業を行う期間は 1 箇所あたり 50 日程度）

（注）原則として 1 年以内とし、年度をまたいでも構わない。

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
中国山地地域	島根県邑智郡 邑南町 島根県雲南市 島根県浜田市	当該地域の中でも狩猟や有害捕獲で最も捕獲頻度が高い場所で、かつ国有林でもあることから他の捕獲類型の影響を受けづらく、捕獲の効果評価に適しているため。 実施に当たっては、候補地の中から4箇所を選定の上実施する。 候補地としては右記の国有林の他、邑南町内、雲南市内、浜田市内でニホンジカの生息頭数増加が認められる国有林とする。	栃谷国有林（島根森林管理署所管） 立岩国有林（島根森林管理署所管） 大志戸国有林（島根森林管理署所管） 雲月国有林（島根森林管理署所管） 三ツ石山国有林（島根森林管理署所管）

- (注) 1 実施区域欄には、実施区域の名称を記載する。
- 2 住所等欄には、市町村名及び地名を可能な限り詳細に記載する。
- 3 選定理由欄には、実施区域の地形、被害状況、既存の捕獲等の実施状況等を踏まえ、当該地域を選定した理由を記載する。
- 4 他法令等欄には、国・都道府県指定鳥獣保護区、国立・国定公園、国有林、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に定める被害防止計画の対象地域、国や市町村による捕獲事業の実施区域等、事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合においては、その名称を記載する。

5 実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付すること。



図 事業実施区域図（広域）（赤で囲った範囲内の国有林から四力所）

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
中国山地地域	捕獲数 50 頭

（注）第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標として、捕獲数等の具体的な数値を記載すること。

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

（1）捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
中国山地地域	わな猟（くくりわな）	1 箇所あたり 20 基程度のくくりわなを計 50 日間程度設置 実施箇所 4 箇所

（注） 1 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階で記載可能な範囲で簡潔に記載する。なお、受託者との調整の上で決定する場合においては、現時点で記載可能な事項や想定する内容を記載するにとどめるものとする。

- 2 使用する猟法は、銃猟（誘引捕獲、忍び猟、巻狩り等）、わな猟（くくりわな、箱わな、囲いわな等）、網猟等の別について記載する。なお、銃刀法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、認定鳥獣捕獲等事業者がライフル銃を所持させ、ライフル銃を用いた指定管理鳥獣捕獲等事業を委託し、実施させる必要がある場合は、ライフル銃の使用について記載すること。
- 3 捕獲等の規模は、日数、人数、人工数、回数、わなの設置数等により目安を記載する。

②作業手順

ア 事前調査の実施

事業の受託者は、イの業務計画書立案のため、行政機関や地域住民等への聞き取り調査、実施区域の現地調査等を行う。主な調査に目的は、①捕獲等に関する法規制の確認、②安全かつ効率的な捕獲方法の選定、③捕獲等の実施場所・時期・時間帯の特定（痕跡確認等により確実に捕獲できる場所を選定）、④安全確保のために必要な作業の抽出である。

イ 業務計画書の作成

受託者は、アの事前調査に基づいて業務計画書を作成する。業務計画書の記載項目は以下のとおりとする。業務実施にあたり、内容に変更が必要な場合は、協議の上、変更するものとする。

【記載項目：業務の概要、業務の実施位置及び方法、業務において使用する機材、必要な許可の取得や関係機関との調整、申請、協議書類、捕獲作業の実施、安全管理計画、緊急時の連絡体制、捕獲の確認方法、業務内容のとりまとめ、工程計画等】

ウ 必要な許可の取得や関係機関との調整

受託者は事業に必要な許可を取得する。また、県が実施する関係機関との協議に受託者も出席し、安全管理計画や緊急時の連絡体制等に関して情報を共有する。

エ 捕獲作業の実施

受託者は、業務計画書に沿って捕獲作業を実施する。業務開始前にはミーティングを行い、作業内容、捕獲従事者間の連絡体制及び県への報告項目等を確認する。作業終了後は、捕獲個体の運搬、確認、報告及び処分を適切に行う。

オ 錯誤捕獲の場合の対応

ニホンジカ以外の鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、受託者は予め捕獲許可を取得し、捕獲した場合は適切に処分する。ただし、ツキノワグマが捕獲された場合には、受託者は速やかに県に連絡し、指示を受けるものとする。

カ 業務内容のとりまとめ等

業務終了後、受託者は業務計画書に沿って、捕獲情報（捕獲数、性別、幼成獣別、年齢クラス、捕獲場所等）を整理する。事業完了後は、業務報告書を県に提出する。

キ 捕獲情報の収集および評価

県は、受託者から捕獲に係る各種記録を収集するとともにライトセンサスの結果等を分析し、有識者等の意見も踏まえ事業の評価を行う。

(注) 事前調査の実施、関係者との調整、捕獲等の実施、安全管理、捕獲等をした個体の回収・処分方法（廃棄物としての適切な処理方法及び食肉等としての利活用をする予定がある場合はその旨）、錯誤捕獲への対応方針（わな猟・網猟の場合）、捕獲情報の収集、評価等、作業手順について、想定される内容を記載する。

(2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

① 放置する必要性

実施しない。

(注) 捕獲等をした鳥獣を捕獲等した場所に放置することで、指定管理鳥獣捕獲等事業が特に効果的に行われるという観点から、放置をする必要性等を具体的に記載する。

② 放置の内容

放置する時期	放置する区域	放置する数	捕獲等の方法
実施しない。			

- (注) 1 放置する時期は、捕獲等をした個体を放置する行為を行う期間を記載する。
2 放置する区域は、可能な限り詳細で具体的な地域名を記載し、図面を添付する。
3 放置する数は、見込み数の上限を記載する。
4 捕獲等の方法は、銃猟にあっては必ず非鉛弾を使用する旨を記載する。

③ 生態系、住民の安全、生活環境及び地域の産業への配慮事項

実施しない。

- (注) 1 生態系への配慮事項として、例えば、他の野生動物を誘引することで生態系に大きな影響を及ぼす地域では行わない、事前に調査を行う等が挙げられる。
- 2 住民の安全への配慮事項として、例えば、放置した鳥獣をクマ類が捕食することにより、住民の安全に影響を及ぼすおそれがある場合には実施しないこと、事前に周知して住民の理解を得ること等が挙げられる。
- 3 生活環境への配慮事項として、例えば、集落や道路の周辺を避けること、水源への影響がないこと等が挙げられる。
- 4 地域の産業への配慮事項として、例えば、農林業の周辺を避けること等が挙げられる。
- 5 放置個体による影響のモニタリングを実施する場合は、その方法等を記載する。
- 6 事業途中で放置により問題が生じた場合には放置を中止し、可能な限り放置個体の搬出等に努める旨を記載することが望ましい。

(3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

① 夜間銃猟をする必要性

実施しない。

- (注) 夜間銃猟以外の方法によっては、指定管理鳥獣捕獲等事業を効果的に行うことや事業目標を達成することが困難と認められる理由等、夜間銃猟を行う必要性等を記載する。

② 夜間銃猟の内容

実施区域	実施日時・時間	銃猟の方法	実施者
実施しない。			

- (注) 1 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階で記載することが可能な内容を簡潔に記載する。
- 2 実施区域は住所等を記載し、実施区域を示した地形図を添付すること。
- 3 実施日時・時間は、夜間銃猟をすることを想定する時期・時間帯を記載する。
- 4 銃猟の方法は、想定する方法（餌付けにより誘引して定点から射撃する方法等）を安全性も踏まえ（射撃方向の確認やバックストップの確保の方向性等）記載する。
- 5 実施者は、夜間銃猟の認定鳥獣捕獲等事業者とし、想定する事業者がある場合はその名称を記載する。

③ 安全管理体制、住民の安全管理及び生活環境への配慮事項等

実施しない。

(注) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階で記載することが可能な内容を簡潔に記載する。捕獲等をした個体の回収・処理方法も記載すること。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

1. 実施主体

島根県

2. 実施方法

委託

3. 委託の範囲

指定管理鳥獣の捕獲

4. 想定される委託先

未定

5. 評価

受託者による捕獲結果は、受託者と県が協力の上、分析・評価することで、試行的捕獲の評価を適切に実施する。

(注) 事業の実施主体として、都道府県名又は国の機関名を記載する。さらに、指定管理鳥獣捕獲等事業を直営で行うか委託するかを記載し、委託する場合は、委託の範囲と、想定される委託先（認定鳥獣捕獲等事業者への委託を想定等）があれば記載する。結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備する場合や、大学・研究機関及び鳥獣の研究者等の専門家との連携をする場合はその旨を記載する。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・ 実施区域が国有林であるため、所管する森林管理署と事前協議を密に行う。
- ・ 事業実施に先んじて、捕獲計画書を添付した周知文を地元自治体を通して地域住民に周知し、不意の事故発生を未然に防止する。
- ・ 事業実施中は、注意看板を主要なアクセス経路に設置するとともに、わな架設位置近辺にも緊急連絡先やわなの操作方法を記した看板を設置する。

(注) 住民の安全の確保のために必要な事項として、想定する事項を記載する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

特になし。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

- ・ 公共事業として実施する指定管理鳥獣捕獲等事業であることから、法令順守及び安全確保を大前提として、発注者は業務監理を、受注者は KY 活動やガバナンス強化にそれぞれ注力する。
- ・ P D C A サイクルが確実に循環するよう、作業記録の取得を徹底する。
- ・ 万が一、事故が発生した場合には、速やかに状況を把握し、適切に対処する。

(2) 事業において配慮すべき事項

- ・ わなで捕獲されたニホンジカがツキノワグマ等を誘引する可能性があることから、見回りは可能な限り高頻度を実施する。
- ・ 捕獲個体の埋設の際には、50 cm 以上の被覆厚となるよう埋設深を確保する。

(3) 地域社会への配慮

- ・ 地域住民の日常生活と軋轢が生じないよう、事前調整を徹底する。
- ・ 通常の有害鳥獣捕獲等との違いを明瞭に説明し、事業趣旨の理解を図る。